

12月26日国家戦略特区WGヒアリングのまとめ

テーマ：農業生産法人の出資・事業要件の緩和

<p>1. 提案内容</p> <p>・6次産業化等を図り経営を発展させようとする法人が、農業生産法人として農地を所有しつつ事業を行おうとする際は、関係自治体による担保措置を設けることを条件に、農業生産法人の出資・事業要件を緩和する。</p>
<p>2. 関係省庁の主張</p> <p>・企業の農業参入については、平成21年農地法改正でリース方式での参入は全国的に自由化され、農業界・経済界が連携して前向きに推進していける状況</p> <p>・一方、農業生産法人（農地を所有できる法人）については、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成26年6月24日改訂）等に基づき、担い手である農業生産法人の経営の発展に資する観点から、</p> <p>① 現場の懸念がない範囲で農業生産法人の6次産業化等経営を発展させやすくする観点から、役員の農作業従事要件や構成員要件（出資比率）の見直しを行う一方、</p> <p>② 更なる農業生産法人要件の緩和については、「農地中間管理事業の推進に関する法律」の5年後見直しに際して、それまでにリース方式で参入した企業の状況等を踏まえつつ検討する、との方針が決定している。</p> <p>・農地が産廃置場等になった場合に、自治体自らが財政負担をして買収措置を講じる等の原状回復手法を確立する必要がある。</p>
<p>3. 論点</p> <p>・養父市区域会議（平成27年1月27日）における有識者（光多氏）からの提案に対する意見の聴取。</p>